

要 求	回 答
<p>4. 市民サービスの充実と円滑な業務を遂行するため、組合員の勤務労働条件の改善について労使合意を基本に十分な交渉・協議をおこなうこと。</p> <p>5. 経営形態の変更及び事務事業の見直し等によって、組合員の勤務労働条件の変更が想定される場合は早急に十分な説明をおこない、労使合意を基本に十分な交渉・協議をおこなうこと。</p> <p>6. 業務執行体制の変更によって、組合員の勤務労働条件に影響が及ぶ場合は、労使合意を基本に十分な協議をおこなうこと。また、欠員補充は即補充を基本に完全補充すること。</p>	<p>4. 5. 6. 本市では令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」において、取り組み方針の1つとして、「持続可能な行財政基盤の構築」を掲げ、行政資源の管理の徹底により、今後の社会経済情勢の変化、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行財政基盤の構築を図ることとし、引き続き、人員マネジメントの推進等に取り組むこととしている。</p> <p>また、当局では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざすために、「大阪市環境基本条例」及び「大阪市環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に資するさまざまな施策に取り組んでいる。今後、業務執行体制の変更等によって、勤務労働条件に関する事項に変更等が生じる場合は、協議を行いたいと考えており、貴支部においてもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>9. ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、業務運用の工夫や仕事に対する意識改革、時間外労働の縮減等をおこない、組合員一人ひとりが働きがい・やりがいを持てる職場環境改善をおこなうこと。</p>	<p>9. 本市では現在、「大阪市働き方改革実施方針」に基づき、勤務条件制度等の充実・見直しを始め、様々な取り組みを進めているところである。当局としても、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であると認識しており、働く意欲・能力を存分に発揮できるよう、休暇取得の推進はもちろん、職員の労働環境等について、労働基準法や働き方改革の趣旨を踏まえ、当局として主体的に対応したいと考えており、本取組へのご理解とご協力をお願いいたします。</p>
<p>10. 定年延長及び、高齢期の雇用制度のあり方については、技能職員の業務実態を十分に踏まえ、65歳まで安心して働き続けられる職場環境を構築し、定年退職後、再</p>	<p>10. この間、高齢者雇用にあたっては「雇用と年金の接続」を図るため、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行でき</p>

要 求	回 答
<p>就職を希望する全職員の雇用を確保するとともに、再任用制度の充実・改善をはかること。</p>	<p>ると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、今後とも、技能職員の業務実態等を踏まえ、再任用制度並びに条例等の改正内容に基づく定年延長制度への対応を行ってまいりたい。</p>
<p>12. 安全衛生管理体制の拡充に向け、安全衛生委員会を定期的を開催し、安全衛生委員による定期的かつ多角的な視点で職場巡視をおこなうとともに、管理体制の質向上に向け現場段階から安全管理者・衛生管理者を新たに選任できるよう、有資格者の配置・拡充を図ること。</p> <p>13. すべての労働災害・職業病を一掃するため、職種ごとの「安全管理マニュアル」を作成・拡充すること。また労働安全衛生法を順守し、現場実態に応じた研修の充実、必要な資格の取得・安全教育の受講をさせるなど労働災害防止措置を講じること。</p>	<p>12. 13. 当局では、「環境局安全衛生管理規程」に基づき、労働安全衛生管理体制を確立し、職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成を図ることとしている。また、「環境局職員安全衛生推進計画」を策定し、安全衛生活動方針に従い、組織的かつ継続的に取り組んでいるところであり、各職場安全衛生委員会においては、リスクアセスメントの手法を活用し、職場巡視等によりリスクの明確化を図るなど、災害の未然防止を推進しているところである。引き続き、職員の安全意識の向上、安全や健康に配慮した職場づくりをめざし取り組んでまいりたい。さらに、安全管理者・衛生管理者については、「環境局安全衛生管理規程」に基づき選任しており、退職や人事異動により安全管理者・衛生管理者が不在とならないよう有資格者を適切に配置するとともに、現場実態に応じて必要な免許の取得勧奨を図るなど、今後も安全衛生対策の充実に向けて、安全に関する情報提供・共有、啓発活動に取り組んでまいりたい。</p>
<p>14. 新型コロナウイルス感染防止で得た経験を踏まえ、今後の新興感染症等からの感染防止をはじめ、あらゆる災害において、的確な業務執行体制を構築し、組合員の安全を確保するとともに、安心して業務に従事できるよう、業務上必要な物品は十分に確保すること。</p>	<p>14. 新型コロナウイルス感染症で得た経験を踏まえ、今後、新興感染症等が流行した際の感染防止についても、状況に応じて必要な対策を適宜講じてまいりたい。</p>
<p>15. 心の健康問題については、「心の健康づくり計画 第3次」に基づき、積極的・計画的な取り組みをおこなうこと。また、メンタル</p>	<p>15. 環境局安全衛生委員会において議論を行うとともに、環境局メンタルヘルスケア連絡会においてメンタルヘルス予防対策の取組を進</p>

要 求	回 答
<p>不調の要因の1つとして、人員不足に起因する労働強化なども見受けられることから、現業管理体制による支援・相談体制の充実と活用を図りながら、人員の確保も含めた職場環境の改善をおこなうこと。</p>	<p>めているところである。この間、当局独自の取組として、メンタルヘルスラインケア研修の実施、メンタルヘルスケアに関する視聴覚教材・図書の貸し出し、「安全衛生つうしん」による情報発信を行ってきた。また、令和3年から令和7年までの5年間を計画期間として策定されている「大阪市職員心の健康づくり計画(第3次)」及び「環境局心の健康づくり計画(第3次)」に基づき、引き続き、職員が健康で働き続けられる職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えているので、ご理解とご協力をお願いしたい。</p>
<p>16. 熱中症については、気温や湿度・日頃の体調管理が影響することから、日々の注意喚起・意識啓発をおこなうとともに、救命救急の観点から応急措置・救急措置への十分な対策・準備を講じること。</p>	<p>16. 夏場における想像を超えた酷暑により、現場での業務は過酷さが年々増していることから、熱中症予防対策については非常に重要な事項であると認識している。本年度も、熱中症予防対策セミナーの実施、WBGT計を活用した作業環境測定、「熱中症予報板」や「WBGT値表示板」の掲示による注意喚起を行っているところである。熱中症予防対策としては、職員一人ひとりが応急処置も含め正しい知識を持ち、熱中症にならない体調管理をすることが重要であることから、「安全衛生つうしん」による情報発信を行ってきたところであり、引き続き職員への注意喚起、意識啓発に加え、効果的な熱中症予防対策用品の調査・検討など、取組を進めてまいりたい。また、令和2年度から通気性と速乾性に優れた素材を使用した長袖ポロシャツを導入し、洗い替え等を踏まえた着数を貸与してきており、今後も現場実態に応じて作業環境の改善が図れるよう検討してまいりたい。</p>
<p>17. 作業服等の被服については、新規採用者・人事異動者への早急な貸与、消耗の激しい職種への安全確保と衛生面の考慮、サイズ変更の必要性などを鑑み、備蓄制度を充実させ、必要に応じて貸与年数の</p>	<p>17. 18. 19. 作業服等については、総務局での対応を踏まえた上での対応を考えている。局貸与のヘルメットやアスベスト用防じんマスク等の保護具については、これまで同様、適正に管理し、貸与したいと考えており、職場環境</p>

要 求	回 答
<p>改善を図ること。また、保護具等についても、耐久年数の把握と破損等のチェックをし、計画的または必要に応じて貸与すること。</p> <p>18. 局貸与の被服、ヘルメット、アスベスト用マスク及び長靴等については、労働安全衛生に配慮した検証・検討をおこない、現状に問題があれば速やかに改善をおこなうこと。また、作業実態に基づく良質な素材を使用した優良な製品を貸与すること。</p> <p>19. 労働安全衛生面の充実について、職場環境整備として、洗濯機、乾燥機、石鹼等の設置および施設場所の確保をすること。</p>	<p>整備については、現行どおりでお願いしたい。</p>